特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	健康増進法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和5年10月11日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	健康増進法に関する事務					
②事務の概要	健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。①健康診査及び検診対象者への受診券等の送付②健康診査及び検診対象者への結果通知の送付③健康診査及び検診対象者への結果通知の送付③健康診査及び検診結果の記録、管理④健康診査及び検診の事後指導⑤集団検診の予約、管理⑥健康診査及び検診の精密検査結果の記録、管理⑦各種報告の作成					
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー					
2 特定個人情報ファイルタ						

2. 特定個人情報ファイル名

がん検診情報ファイル、健康診査情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第9条第1項 別表第一の76の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

<選択肢> 1)実施する 2)実施しない ①実施の有無 [実施する]

(情報照会の根拠規定)

番号法第19条第8号 別表第二の102の2項 ②法令上の根拠

(情報提供の根拠規定)

番号法第19条第8号 別表第二の102の2項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 健康福祉部健康増進課 ②所属長の役職名 健康増進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194 請求先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒747-0805 防府市鞠生町12番1号 防府市 健康福祉部 健康増進課 電話番号 0835-24-2161 連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	15年7月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		15年7月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネ	ドットワークシステム]提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分でる	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分でる	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
7. 特定個人情報の保管・注	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
8. 監査									
実施の有無	[〇] 自己点検	[0]	内部監査 [] 外部監	·查					
9. 従業者に対する教育・啓	各発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っ	っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	ている					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長→所属長の役職名	健康増進課長 工藤 友子	健康増進課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日		〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総 務部 市政なんでも相談課 電話番号 0835- 25-2209	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号 0835-25- 2194	事後	定期見直しによる修正(軽微 な修正)
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成27年2月25日	平成31年4月1日	事後	定期見直しによる修正(軽微 な修正)
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成27年2月25日	平成31年4月1日	事後	定期見直しによる修正(軽微 な修正)
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	_	Ⅳリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和2年1月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年11月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再 実施によるもの
令和2年1月28日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年11月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再 実施によるもの
令和2年1月28日	IVリスク対策 8.監査 実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	5年を経過する前の評価の再 実施によるもの
令和3年3月4日	Ⅱしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	定期見直しによる修正
令和3年3月4日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	定期見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
市和3年3月4日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	定期見直しによる修正
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法(平成14年8月2日法律第103号) に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各 種検診など、住民の健康増進のために必要な 事業を推進するために行っている。また、各種 の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後 指導・結果管理などを行っている。 健康増進法及び行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号、以下「番号	の番号の利用等に関する法律(平成25年5月3 1日法律第27号、以下「番号法」という。)の規 定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に 利用する。 ①健康診査及び検診対象者への受診券等の送 付 ②健康診査及び検診対象者への結果通知の送 付	事後	他の修正に併せ修正
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム	 健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 	事後	情報提供ネットワークシステム による情報連携の開始による 修正
	法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の76の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第54条	番号法第9条第1項 別表第一の76の項	事後	他の修正に併せ修正
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	情報提供ネットワークシステム による情報連携の開始による 修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	_	(情報照会の根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二の102の2項 (情報提供の根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二の102の2項	事後	情報提供ネットワークシステム による情報連携の開始による 修正
令和4年3月10日		〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生 活環境部 市政相談課 電話番号 0835-25- 2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総 合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25- 2194	事後	他の修正に併せ修正
令和4年3月10日	Ⅱしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	他の修正に併せ修正
令和4年3月10日	Ⅱしきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	他の修正に併せ修正
令和4年3月10日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事後	情報提供ネットワークシステム による情報連携の開始による 修正
令和4年3月10日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	-	十分である	事後	情報提供ネットワークシステム による情報連携の開始による 修正
令和4年3月10日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	_	十分である	事後	情報提供ネットワークシステム による情報連携の開始による 修正
令和4年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
节机4年/月/日	IIしきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
でもの中で月11日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和4年5月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
77年10月11日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和4年5月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	Ⅳ リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事後	定期見直しに係る修正